

第161回 愛知県市長会議提出議案一覧表

- 第1号議案 社会保障・税番号制度導入に伴うシステム整備等経費の全額国庫補助金化について
知多ブロック 提出
- 第2号議案 国政選挙に係る執行経費の確保について
東尾張ブロック 提出
- 第3号議案 排水機場の維持管理に要する経費に対する地方交付税措置の拡充について
西尾張ブロック 提出
- 第4号議案 新たな国民健康保険制度への円滑な移行について
西尾張ブロック 提出
- 第5号議案 介護保険の地域支援事業の円滑な移行のための技術的支援及び財政措置等について
西尾張ブロック 提出
- 第6号議案 地域生活支援事業に対する財政措置について
西三河ブロック 提出
- 第7号議案 有料道路における障害者割引制度に係る証明事務の廃止について
東尾張ブロック 提出

- 第 8 号議案 婚姻歴のないひとり親家庭に対する保育料等の格差解消について
西尾張ブロック 提出
- 第 9 号議案 火葬場の施設整備等に対する国庫補助制度の創設について
西尾張ブロック 提出
- 第 10 号議案 予防接種の定期接種化に対する財政措置について
東三河ブロック 提出
- 第 11 号議案 がん検診推進事業の恒久化等について
知多ブロック 提出
東三河ブロック 提出
- 第 12 号議案 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正について
西三河ブロック 提出
- 第 13 号議案 小中学校における空調設備設置等に対する国庫支援制度の拡充について
西尾張ブロック 提出
- 第 14 号議案 下水道未普及解消の更なる推進について
東尾張ブロック 提出

第 1 号議案

社会保障・税番号制度導入に伴うシステム整備等経費
の全額国庫補助金化について

知多ブロック 提出

国は、社会保障・税番号制度導入に当たり、個人番号の指定、通知及び個人番号カードの交付事務等を法定受託事務としています。

導入に係る地方公共団体のシステム整備については、国庫補助金が措置されることが決定しています。

そのうち税務システム及び社会保障システムの整備改修経費（国民年金、特別児童扶養手当を除く）については、全額補助ではなく、一部を地方に負担させることとし、その地方負担分を普通交付税及び特別交付税措置とされています。

また、通知カードの送付、個人番号カードの交付などに係る経費については、いまだ財源が示されていません。

番号制度は、より公平な社会保障制度の基盤を確立するため全国で統一的に導入されるもので、本来ならば国が責任を持って整備すべきものです。

よって、**国におかれては、地方自治体の税務システム及び社会保障システムの整備改修経費のほか、通知カードの送付、個人番号カードの交付などに係る経費についても、全額国庫補助金を措置されるよう要望いたします。**

第 2 号議案

国政選挙に係る執行経費の確保について

東尾張ブロック 提出

国は選挙費用を抑制するため、国政選挙に係る執行経費の基準額の見直しを行ない、地方自治体に交付する執行委託費を減額しました。

このため、平成 25 年 7 月 21 日に執行された参議院議員通常選挙において、現在の基準額では多くの地方自治体で選挙の執行経費がまかないきれなかったところではあります。

現在の基準額のままでは、今後選挙事務に必要な人員や資材の確保が困難となり、有権者の利便性の低下を招くと共に、選挙の適正な管理執行に支障を来すことが懸念されます。

よって、**国におかれては、地方自治体が国政選挙を公正かつ適正に執行するために適正な基準額の設定を行い、必要な執行経費を確保されるよう要望いたします。**

第 3 号議案

排水機場の維持管理に要する経費に対する地方交付税措置の拡充について

西尾張ブロック 提出

海拔ゼロメートル地帯の都市自治体では、農地のみならず住宅地や公共施設用地など都市区域においても、湛水被害防止のための雨水排水の大部分を農業用排水機場に依存しており、異常気象による局地的な集中豪雨が頻発する昨今、住民が安心・安全に生活するために不可欠なものとなっています。

排水機場の維持管理に要する経費は、普通交付税及び特別交付税で一定の措置がされていますが、海拔ゼロメートル地帯の都市自治体には、全国一律の算定方式ではなく、豪雪地帯と同様の地域の実情を考慮した特別措置が必要です。

よって、**国におかれては、海拔ゼロメートル地帯の都市自治体の排水機場維持管理に要する経費について、格別の地方交付税措置をするよう要望いたします。**

第 4 号 議 案

新たな国民健康保険制度への円滑な移行について

西尾張ブロック 提出

平成 25 年 12 月 5 日に成立した社会保障制度改革プログラム法では、平成 29 年度までを目途に、国民健康保険制度の運営主体を市町村から都道府県に移管するなどの制度改正について規定されています。

新たな制度への移行に伴い、保険料の急激な上昇や、市町村間負担の不均衡が生じることが危惧されることから、医療費等の地域格差を適正に反映した負担調整の仕組みが求められます。

また、制度改正に伴うシステム改修費等の臨時的経費が必要となることを見込まれますが、厳しい都市財政状況の中、都市自治体がこれらの経費を負担することは、極めて困難な状況です。

よって、国におかれては、新たな国民健康保険制度への円滑な移行のため、保険料の急激な上昇を招かないよう適切な措置を講じるとともに、移行に伴うシステム改修費等臨時的経費を全額国庫負担とするなど、万全の対策を講じるよう要望いたします。

また、県におかれては、国や関係機関と調整し、万全の対策を講じるよう要望いたします。

第 5 号 議 案

介護保険の地域支援事業の円滑な移行のための技術的支援及び財政措置等について

西尾張ブロック 提出

社会保障審議会の介護保険部会が平成 25 年 12 月 20 日に決定した介護保険制度の見直しに関する意見書によると、予防給付のうち、サービスの内容等が全国一律となっている訪問介護・通所介護について、平成 29 年度までに介護保険の給付対象から外し、市町村に事業を移管することが示されました。

市町村への事業移管については、市町村の事務負担の大幅な増大、地域における事業の担い手の不足、市町村間のサービス格差の発生などの問題が懸念されます。

よって、国におかれては、**介護保険制度改革において市町村に予防給付事業を移管するに当たっては、事業が円滑に実施されるよう、事業化に係る国の指針を早期に示すと共に、市町村への財政支援等を確実にを行うよう要望いたします。**

第6号議案

地域生活支援事業に対する財政措置について

西三河ブロック 提出

地域生活支援事業は、障がい者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法に定められているもので、国は同法に基づき市町村に様々な必須及び任意事業の実施を求めています。

地域生活支援事業に対しては、交付基準により、国から市町村に対する補助率の上限は50%、県から市町村に対する補助率の上限は25%と定められております。

しかしながら、近年交付される補助金は、この補助率の上限を大きく下回っており、国は30%程度、県は15%程度の補助率に留まっており、この差額は市町村が負担しています。

平成25年度からは必須事業のメニューが増え、今後も地方財政負担が増加することが予想されます。

よって、国におかれては、地域生活支援事業費補助金に係る予算を十分確保していただき、補助率の上限で補助金を交付していただくよう要望いたします。また、必須事業については、自立支援給付費と同様、負担金化していただきますよう要望いたします。

また、県におかれては、国の補助金に連動させることなく、地域生活支援事業費補助金に係る予算を十分確保していただき、県の補助率の上限で補助金を交付していただきますよう要望いたします。

第7号議案

有料道路における障害者割引制度に係る証明事務の
廃止について

東尾張ブロック 提出

有料道路における障害者割引制度は、移動すること等社会生活に関してハンディキャップを負う障がい者の自立と社会経済活動への参加を支援するため設けられているものです。

現在、割引のための証明事務を、福祉事務所の窓口で担当しておりますが、障がい者に対する割引・減免等の確認は、事業者が障害者手帳の提示等を本人から求めれば、足りるものであり、障がい者本人に対して定期的な更新手続きを求めるなど負担を強いるべきではありません。また、障害者手帳所持者の増加及び当該制度利用者の増加に伴い、福祉事務所窓口の割引措置に係る事務負担も増加しております。

よって、**国におかれては、有料道路における障害者割引制度に係る福祉事務所長の証明事務を廃止するよう要望いたします。**

第 8 号議案

婚姻歴のないひとり親家庭に対する保育料等の格差
解消について

西尾張ブロック 提出

現在、婚姻歴のないひとり親は、死別や離婚等によるひとり親と異なり、所得税の寡婦（夫）控除の適用除外となっています。また、保育所運営費に係る運用基準では、既婚・非婚の区別で、保育料等に格差が生じることが有り得ることから、一部の先進的な自治体では、保育料等における寡婦（夫）控除のみなし適用を独自で実施しております。

少子化は、わが国が直面している喫緊の課題であり、その対策は、本来ならば国が統一的に実施していくことが必要と考えられます。

よって、国におかれては、婚姻歴のないひとり親についても、寡婦（夫）控除が適用されるよう、速やかに所得税法等関係法令の改正や保育所運営費国庫負担金に係る運用基準の改正等、格差解消のための対策を行うよう要望いたします。

第 9 号議案

火葬場の施設整備等に対する国庫補助制度の創設について

西尾張ブロック 提出

地域に必要な上下水道施設、ごみ処理施設等の生活環境の施設については、国庫補助等の施策が講じられていますが、同様に必要な火葬場の施設整備費及び維持管理・修繕費には、国庫補助制度がありません。

現在、全国に設置されている火葬場の多くは、これから老朽化による施設の更新時期を迎えることになってまいります。これらの施設の更新に当たっては、環境衛生等に配慮した新技術の導入や、多様化する住民ニーズに応えるための施設整備など、多額の施設整備費を要します。また、施設の運営には維持管理費や修繕費など、年間に多額の経費を要するため、地方財政の負担軽減措置が必要です。

よって、**国におかれては、火葬場の新設や更新等、施設整備や維持管理・修繕に対する国庫補助制度を創設するよう要望いたします。**

第10号議案

予防接種の定期接種化に対する財政措置について

東三河ブロック 提出

今日の国際化社会において感染症から国民の健康を守るためには、世界保健機構（WHO）が推奨するワクチン接種を予防接種法で定めることが必要であり、国は「水痘、おたふくかぜ、B型肝炎、成人用肺炎球菌」や別途検討されている「ロタウイルス」について、定期接種化を進めています。

国民の医療費削減につながる予防接種は、感染症のまん延を防止国民の健康を守る重要な事業であり、本来であれば国が責任を持って一律に実施すべきものです。

よって、国におかれては、接種にかかる費用について、既存の予防接種も含めた全額を国庫負担化することを要望いたします。

また、国庫負担化されるまでの間、定期接種の拡大が進められることに伴い生じる費用の増加分について、普通交付税措置によらず、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金事業と同様の財政措置をするよう要望いたします。

第 1 1 号議案

がん検診推進事業の恒久化等について

知多ブロック 提出

東三河ブロック 提出

平成 2 1 年度に子宮頸がんと乳がん検診を対象とする「女性特有のがん検診推進事業」が国の補助事業として開始され、平成 2 3 年度からは大腸がん検診を追加した「がん検診推進事業」が実施されています。

これらの事業では、市町村が実施主体となり、子宮頸がんは 2 0 歳から 4 0 歳まで、乳がんは 4 0 歳から 6 0 歳まで、それぞれ 5 歳刻みの市民を対象に、がん検診無料クーポン券を送付し普及啓発及び受診促進が図られてきましたが、平成 2 5 年度をもって対象者が一巡し、対象者全員が検診を受ける機会を得たことになりました。

平成 2 6 年度には子宮頸がん・乳がん検診は、検診対象年齢の初年度の者（子宮頸がんは 2 0 歳、乳がんは 4 0 歳）と、過去に無料クーポンの配布を受けたが未受診の者を対象とするなど、現行制度より補助対象者を縮小して実施されますが、がん検診は定期的に検診を受けることが早期発見・早期治療に有効であることから、これまで同様 5 歳刻みの市民を対象とした制度が望ましいと考えます。

また、本事業に係る国の都市自治体への補助金の補助率は、平成 2 1 年度当初は 1 0 0 % でしたが、翌年度から 5 0 % に縮小された上、国の予算の範囲内での補助金交付となるため、実際の補助金交付率は年々低下し、地方財政負担が増しています。

がん検診は、がんによる死亡者の減少や医療費の削減につながるものであり、引き続き国による安定した財源の確保と制度継続が必要です。

よって、国におかれては、がん検診推進事業を平成 2 5 年度と同様の制度として恒久的に確立するとともに、国による継続的且つ安定的な財政措置を講じるよう要望いたします。

第 1 2 号 議 案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正について

西三河ブロック 提出

現在の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、産業廃棄物処理業等の許可対象から暴力団員等を排除する、許可の欠格要件が定められておりますが、市町村の自治事務である一般廃棄物処理業については、同様の規定が設けられておりません。

市民生活に直結する一般廃棄物処理業の許可に際して、各自治体が暴力団員等を排除しようとしても法令上の根拠がないため、申請者が暴力団員等に該当しても対処する術がないのが現状です。

よって、**国におかれては、産業廃棄物処理業等と同様、一般廃棄物処理業の許可対象から暴力団員等を排除する規定を廃棄物の処理及び清掃に関する法律に設けること、又は各自治体が条例等で一般廃棄物処理業の許可対象から暴力団員等を排除する規定を設けることができるよう法令等を整備することを要望いたします。**

第 1 3 号議案

小中学校における空調設備設置等に対する国庫支援制度の拡充について

西尾張ブロック 提出

昨今の地球温暖化に伴う猛暑により、夏場は小中学校教室の気温が上昇し、児童生徒が学習に集中できない事態が続いており、児童生徒に快適な学習環境を提供し、学力の向上に資するためにも、小中学校の教室に空調設備を設置することが必要です。

また、防災機能強化（非構造部材耐震化）、老朽化した校舎棟・給食施設等の改築が多く、多くの都市自治体で課題となっております。

これらの施設整備に対しては、国の「学校施設環境改善交付金」の中で、それぞれ3分の1の国庫補助が定められておりますが、厳しい財政状況の中、各都市自治体において、早期にかつ計画的に施設整備を実施していくことは困難な状況です。

よって、**国におかれては、小中学校の大規模改造事業（空調設備設置）、防災機能強化事業（非構造部材耐震化）、老朽化した校舎棟・給食施設等の改築事業などに対し、交付金の建築単価の適正化及び補助率の引き上げなど、国庫支援制度を拡充するよう要望いたします。**

第 1 4 号議案

下水道未普及解消の更なる推進について

東尾張ブロック 提出

都市自治体では、下水道の未普及地域の解消に向け鋭意取り組んでいるところです。

国は、社会資本整備総合交付金によって、都市自治体の下水道整備の取組に財政支援をしていますが、今後は改築更新費が増大していく見通しであるため、下水道の未整備地域については、今後10年程度で概成させる方針を示しています。

下水道整備は、住環境向上のため重要な施策であり、今後とも適正な汚水処理を推進するため、未普及解消は引き続き重要であると考えます。

よって、国におかれては、今後も下水道未普及解消については10年程度に限らず地域の実情を考慮した柔軟な対応と交付金の継続をしていただき、都市自治体の下水道未普及解消の更なる推進を支援していただきますようお願いいたします。